

表6 複数業務要因災害に係る脳・心臓疾患及び精神障害のうち
裁量労働制対象者に係る決定及び支給決定件数(令和3年度～令和7年度)

区 分 \ 年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
脳・心臓疾患	決定件数 ^{注3}	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)
	専門業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	うち支給決定件数 ^{注4}	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	[認定率] ^{注5}	[0.0%] (0.0%)	[0.0%] (0.0%)	[0.0%] (0.0%)	[0.0%] (0.0%)	[25.0%] (0.0%)
	専門業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
精神障害	決定件数	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)
	専門業務型	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	うち支給決定件数	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)
	[認定率]	[0.0%] (0.0%)	[0.0%] (0.0%)	[100.0%] (0.0%)	[100.0%] (100.0%)	[0.0%] (0.0%)
	専門業務型	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注1 裁量労働制として働いていたが法定要件を満たしていない事案も含めて集計している。

2 労働者が就労するいずれかの事業場において、裁量労働制として働いていることが認められた事案を計上している。

3 決定件数は、当該年度中の支給・不支給決定件数の計であり、前年度以前に請求されたものについて決定した件数を含んでいる。

4 支給決定件数は、決定件数のうち「複数業務要因災害」と認定した件数である。

5 認定率は、決定件数に占める支給決定件数の割合である。

6 ()内は脳・心臓疾患については死亡の件数、精神障害については自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。